

伊賀市水防計画

令和6年2月修正

伊賀市防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第2章 水防組織	1
第1節 実施機関	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防倉庫及び資機材等	2
第4節 通信施設（無線電話）の配備状況	2
第3章 非常配備計画	3
第1節 水防活動の配備基準	3
第2節 動員計画	3
第4章 通信連絡	4
第1節 通信連絡系統	4
第2節 通信方法	4
第5章 水害注意箇所、措置等	4
第1節 水防上注意を要する区域	4
第2節 ポンプ場、水門及び樋門等の位置並びに措置	4
第6章 避 難	5
第1節 避難のための立退き	5
第7章 水防活動	5
第1節 観 測	5
第2節 堤防の巡視及び警戒	11
第3節 出 動	11
第4節 居住者の水防活動	11
第5節 水防工法	12
第6節 水防資機材の調達	12
第7節 決壊等の通報並びに措置	12
第8節 応 援	12
第9節 水防解除	12
第10節 水防報告	13
第11節 水防信号及び標識	13
第12節 水防訓練	15
第8章 公用負担	16
第1節 公用負担権限	16
第2節 負担権限証明書等	16

第1章 総 則

水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条の規定及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の趣旨に基づき作成するもので、市内における洪水による水災を警戒・防御し、これによる被害を軽減して、公共の安全を保持するため、水防に関し必要な事項を定めるものである。

第2章 水防組織

第1節 実施機関

1 指定水防管理団体

伊賀市（以下「市」という。）は、水防上公共の安全に重大な関係のある団体として、三重県知事（以下「知事」という。）より指定水防管理団体に指定されている。

2 市災害対策本部

水防活動の円滑な実施を図るため、伊賀市地域防災計画（風水害等対策編）（以下「市地域防災計画」という。）第4部 発災後の応急対策の規定を準用し、市災害対策本部を置く。

3 消防団

- ① 消防団は、水防管理者（伊賀市長）の指示により、河川等の洪水の被害に対する警戒・防御、その他の作業にあたるものとする。
- ② 消防団の機構は、水防計画資料編のとおりとする。

第2節 用語の定義

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は、水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう。（法第2条）

2 指定水防管理団体

県下の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。（法第4条）

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条）

4 伊賀市水防管理者

伊賀市長をいう。（法第2条）

5 消防機関の長

伊賀市消防長をいう。（法第2条）

6 水防団待機水位（通報水位）

水防団（消防団）が水防活動の準備をする目安となる水位をいう。

7 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団（消防団）が出動して水防活動を行う目安となる水位をいう。

8 避難判断水位

避難判断の参考となる水位をいう。

9 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

河川の水が溢れる水位をいう。

10 氾濫発生情報、はん濫危険情報

法第10条、11条で行う洪水予報の洪水情報をいう。

11 氾濫警戒情報

法第10条、11条で行う洪水予報の洪水警報をいう。

12 氾濫注意情報

法第10条、11条で行う洪水予報の洪水注意報をいう。

13 増水

従来 of 出水をいう。

14 洪水予報

(1) 気象庁長官は、気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、その状況を一般に周知するための発表をいう。(法第10条)

(2) 国土交通大臣が指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を県知事に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて、その状況を一般に周知するための発表をいう。(法第10条)

(3) 知事が指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を水位又は流量を示して直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、その状況を一般に周知するための発表をいう。(法第11条)

15 水防警報

国土交通大臣又は知事が指定した河川等について、洪水、津波又は高潮等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第2条、第16条)

16 特別警報

特別警報は、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合（数十年に一度の規模の事象が予想される場合）に気象庁より発表されるもので、大雨特別警報、暴風特別警報などがある。

第3節 水防倉庫及び資機材等

- 1 水防倉庫の設置状況及びこれに備蓄されている資機材の整備状況は、市防災計画資料編のとおりとする。
- 2 自主防災組織の資材等の備蓄状況は、市防災計画資料編のとおりとする。

第4節 通信施設（無線電話）の配備状況

- 1 市役所 …市防災計画資料編のとおりとする。
- 2 消防本部…市防災計画資料編のとおりとする。

第3章 非常配備計画

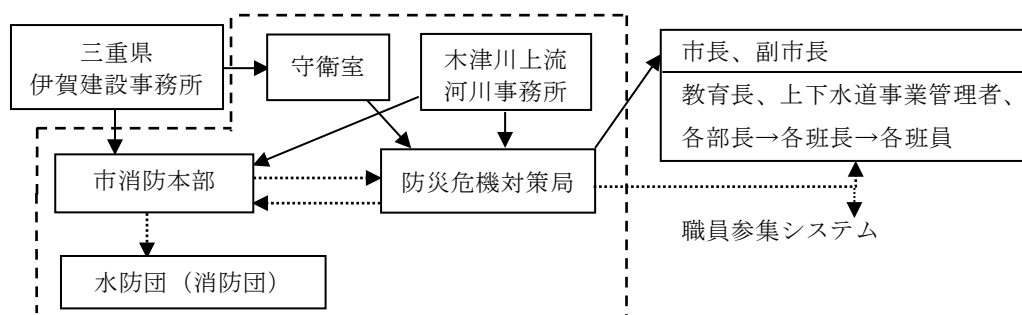
第1節 水防活動の配備基準

- 1 市災害対策本部の配備基準
市地域防災計画第3部第1章第1節のとおりとする。
- 2 市災害対策本部の廃止
災害発生が解消された時、又は災害応急対策がおおむね完了した時
- 3 消防団の配備体制

区分	配備内容	配備時期
準警戒体制	消防団員は、緊急連絡がとれる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大雨及び洪水の注意報が発せられ危険が予想されるとき。 2. 大雨警報等が発表されたとき。 3. 局地的な豪雨や長雨等により、浸水やがけ崩れ等の起るおそれがあり、水防の必要が予測されるとき。
警戒体制	消防団員の相当数の人員をもってあたり、水防の事態が生じたときそのまま活動ができ得る体制とする。 なお、消防団員は団長の命により、地区市民センター、支所又は消防署（分署）にそれぞれ待機し、出動に備える体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 河川が増水し、警戒又は水防作業の必要があるとき。 2. 豪雨等によりがけ崩れの危険があるとき。
非常体制	消防団員全員をもってあたり、水防活動を行う体制とする	<ol style="list-style-type: none"> 1. 風水害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2. その他必要により水防管理者が配備を指令したとき。

第2節 動員計画

- 1 市災害対策本部員（市職員）の時間外招集伝達系統及び方法
 - ① 気象情報により、勤務時間外に災害の発生が予想されるときは、次のとおりとする。



各部長は、所属班長を招集し、配備体制下の班員の動員を行う。

- ② 勤務時間外における職員参集の連絡通知は、職員参集システム、電話又は急使のうち最も敏速に行うことができる方法による。
- ③ 各部内及び班内における動員計画は、それぞれの部及び班において実情に即した方法を定めておかなければならない。

- 2 災害に関係のある部署の職員は、常に自己の所在を明らかにしておき、参集の通知を受けたときは、直ちに任務に応じられるよう心得ておかなければならない。
- 3 消防団
消防団長は、配備基準に基づき団員の招集を行うものとする。

第4章 通信連絡

第1節 通信連絡系統

市地域防災計画第3部第1章第2節のとおりとする。

第2節 通信方法

- 1 水防信号及び携帯電話・電話・ファクシミリ等により行う。
- 2 緊急を要する場合の通信方法は上記によるほか、伝令及び自動車等により行う。
- 3 特に緊急を要する場合は、法第27条第2項の規定により公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象庁関係通信施設、鉄道関係通信施設、電気会社関係通信施設及びその他の専用通信施設を使用する。

第5章 水害注意箇所、措置等

第1節 水防上注意を要する区域

市における河川の重要水防区域及び特に注意を要する区域は、水防計画資料編のとおりとする。

第2節 ポンプ場、水門及び樋門等の位置並びに措置

- 1 ポンプ場、水門及び樋門等の取扱責任者は、水防に関する気象注意報・警報が発せられたことを知ったときは、水位の変動を監視し、必要に応じてポンプ操作並びに門扉の開閉を行わなければならない。
- 2 取扱責任者は、ポンプ及び門扉の操作等について支障のないよう、常に点検整備を行わなければならない。
- 3 ポンプ場、水門及び樋門等の位置は、水防計画資料編のとおりとする。

第6章 避 難

第1節 避難のための立退き

1 避難のための立退きの指示

洪水による氾濫によって著しい危険が切迫していると認められるときは、知事にその命をうけた水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示する場合においては、当該地区を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

2 危険区域の想定と避難立退きの指定

水防管理者は、台風等が来襲した場合の危険区域について、その危険度を想定し、危険区域については地区毎に避難立退き先を検討し、あらかじめ具体的な避難場所及び避難経路を定めておく。

3 避難立退きの周知

各河川についての想定避難区域とその避難場所等について、水防管理者は、避難立退きの万全をはかるため避難場所とその経路をあらかじめ民間に周知徹底する。

第7章 水防活動

第1節 観 測

1 水位の観測及び通報

① 水防管理者は、法第10条第1項及び法第11条の規定による洪水に関する予報の通知を受けたときは、水位及び流量に関する情報を収集し、常に水防活動対し的確な情勢判断が下せるようにしなければならない。

② 河川管理者は、水位の変動を監視し通報水位を超えるときは、その状況を次の各項により水防管理者に報告しなければならない。

イ 水防団待機水位（通報水位）に達したとき（水防体制に入る水位）

ロ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき（消防団が出動・警戒にあたる指標水位）
「警戒レベル2相当情報〔洪水〕」

ハ 以後の時間毎の水位

ニ 避難判断水位に達したとき（洪水による災害の発生を特に警戒・避難等を考慮すべき水位）
「警戒レベル3相当情報〔洪水〕」

ホ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき「警戒レベル4相当情報〔洪水〕」

ヘ 堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合）
「警戒レベル4相当情報〔洪水〕」

ト 決壊や越水・溢水が発生したことを把握した場合（氾濫発生）
「警戒レベル5相当情報〔洪水〕」

チ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下回ったとき「警戒レベル3相当情報〔洪水〕」

リ 避難判断水位を下回ったとき「警戒レベル2相当情報〔洪水〕」

ヌ 氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき

ル 水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき

- ③ 河川管理者は、前号による水位の状況を県水防支部に通報するとともに、各関係機関及び住民に対して通知する。また、県水防支部から水位の通報を受けたときも同様とする。

2 洪水予報

発表者（国土交通省）より洪水予報の通知を受けた場合は、通報連絡系統図により伝達するとともに、第3章第2節の体制に入る。また、法第10条の規定による国土交通大臣及び気象庁長官が洪水予報を発する河川は、次のとおりである。

① 国土交通大臣と気象庁長官が洪水予報を発表する河川及び区域

河川名	区 域	発表者
木津川	(左岸) 伊賀市大内字川原2686番地の1地先から京都府相楽郡笠置町笠置字野田坂1まで (右岸) 伊賀市守田町字荒内大内橋地先から京都府相楽郡笠置町大字切山小字宮毛田3まで	近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所 大阪管区气象台
服部川	(左岸) 伊賀市服部町字向中川原2145番地の1地先から木津川合流点まで (右岸) 伊賀市服部町字上川原1354番地の1地先から木津川合流点まで	
柘植川	(左岸) 伊賀市山神字竹ノ下272番地先から服部川合流点まで (右岸) 伊賀市山神字谷尻404番地先から服部川合流点まで	

② 洪水予報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
区 分	標 題	
洪水注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報実施区域内の基準観測所の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 洪水予報実施区域内の基準観測所の水位が氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
洪水警報	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報実施区域内の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき 洪水予報実施区域内の基準観測所の水位が避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 氾濫危険情報を発表中に、洪水予報実施区域内の基準観測所の水位が氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） 洪水予報実施区域内の基準観測所の水位が避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> 急激な水位上昇により、洪水予報実施区域内の基準観測所の水位がまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき 洪水予報実施区域内の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき 洪水予報実施区域内の基準観測所の水位が氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫が発生したとき 氾濫が継続しているとき

③ 洪水予報発表の対象とする水位観測所（基準地点）

指定区分名	水位観測所名	平常水位 (m)	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位) (m)	計画高 水位 (m)
	所在地						
木津川上流	岩倉	0.20	4.50	6.00	6.70	7.70	10.50
	三重県伊賀市 岩倉 木津川合流点 より57.4km						

3 水防警報

発表者より、県水防支部を通じて水防警報の通知を受けた場合は通報連絡系統図により伝達するとともに、第3章第2節の体制に入る。また、法第16条に規定する国土交通大臣及び知事が水防警報を発する河川は次のとおりである。

① 国土交通大臣が水防警報を発する河川及び区域

河川名	区 域	機関名	担当管理団体
木津川	(左岸) 伊賀市大内字川原地先から笠置大橋まで (右岸) 伊賀市守田町字荒内大内橋地先から笠置大橋まで	木津川上流 河川事務所	伊賀市
服部川	(左岸) 伊賀市服部町字向中川原2145番地の1地先から木津川合流点まで (右岸) 伊賀市服部町字上川原1354番地の1地先から木津川合流点まで		
柘植川	(左岸) 伊賀市山神字竹ノ下272番地先から木津川合流点まで (右岸) 伊賀市山神字谷尻404番地先から木津川合流点まで		

② 知事が水防警報を発する河川及び区域

河川名	区 域	延長 (m)	機関名	担当管理団体	
				指定 有無	団体名
柘植川	(左岸) 伊賀市円徳院河合川合流点から服部川合流点まで	5,500	伊賀建設 事務所	有	伊賀市
	(右岸) 伊賀市円徳院河合川合流点から服部川合流点まで	5,500			
服部川	(左岸) 伊賀市荒木寺田橋から長田合流点まで	5,600			
	(右岸) 伊賀市荒木寺田橋から長田合流点まで	5,600			
木津川	(左岸) 伊賀市比土から伊賀市大内字川原まで	9,600			
	(右岸) 伊賀市比土から伊賀市守田まで	9,600			

4 水防警報発令の対象とする水位観測所

① 国土交通省

河川名	水位観測所名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	発表者
	所在地					
木津川 服部川 柘植川	岩倉	4.50	6.00	6.70	7.70	木津川上流 河川事務所
	伊賀市岩倉 木津川合流点より 57.4km					

② 三重県

河川名	水位観測所 所在地	水防団待機 水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	発表者
柘植川	伊賀市佐那具	2.20	3.70	3.70	4.20	伊賀建設 事務所
服部川	伊賀市荒木	1.00	1.80	1.80	2.00	
木津川	伊賀市比土	2.00	3.19	3.19	3.68	

(参考) 水位観測所

河川名	付近堤 防高(m)	水 位				量水標 監視員	電話 番号
		平水位	通報	警戒	所在地		
柘植川	3.85	0.50	2.20	3.70	伊賀市佐那具	伊賀建設 事務所職員	24-8210
木津川	4.20	0.50	2.30	3.30	伊賀市依那古		
服部川	3.50	0.50	1.00	1.80	伊賀市荒木		
木津川	2.88	0.12	1.80	2.30	伊賀市阿保		
柘植川	5.00		1.50	3.00	伊賀市外山	木津川上流河川 事務所職員	63-1611
服部川	3.60		1.00	1.80	伊賀市荒木		
木津川	12.30		4.50	6.00	伊賀市岩倉		
木津川	6.30		1.50	3.00	伊賀市才良		
木津川	10.00		3.00	4.50	伊賀市島ヶ原		

5 水防警報発令の段階と範囲

① 近畿地方整備局 (木津川・服部川・柘植川)

段階	種類	内 容	発 表 時 間
第1	待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	氾濫注意水位 (警戒水位) に達する 3時間前
第2	準備	水防資材の点検、水閘門等開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動等に対するもので主として気象情報及び上流の雨量に基づいて行う。	氾濫注意水位 (警戒水位) に達する 2時間前
第3	出動	水防団員の出動の必要性を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。	氾濫注意水位 (警戒水位) に達する 1時間前
第4	解除	水防活動終了の通知を行う。	氾濫注意水位 (警戒水位) を下回り 水防活動を終わるとき。
適宜	情報	水防活動上必要となる水位状況等を知り知らせる。	氾濫注意水位 (警戒水位) を上回った ときから1～3時間おき

② 三重県（木津川・服部川・柘植川）

種類	内容	発表基準
準備	水防資器材、器具の整備点検、その他水防活動の準備、幹部等の出動等に関するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）に接近し、又は達し、なお増水のおそれがある場合
出動	水防団員の出動を通知するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を超えて、なお増水のおそれがある場合
解除	水防活動の終了を通知するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防作業の必要がなくなったとき
情報	水防活動上必要とする水位その他河川の状況を通知するもの。	適宜
氾濫危険水位情報	市長が発令する避難指示等の目安とするもの。	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を超えて、なお増水のおそれがある場合

6 水位の測定

指定水位観測所以外の水位観測所の中で、テレメーター等による水位の観測・通知を行っていない河川については、状況により、市建設部職員、支所職員、消防吏員及び消防団員等を派遣し、水面と橋桁までの差異を測定し常に状況を把握しておく。

7 雨量の観測

雨量の観測は、三重県が防災みえで集めた雨量局において、確認する。

① 三重県関係雨量観測所

河川名	雨量観測所所在地	設置箇所又は観測所名	観測人	電話番号	種類	所管
久米川	伊賀市四十九町	県伊賀庁舎	伊賀建設 事務所職員	24-8210	テレメー ター	三重県
木津川	伊賀市阿保	青山支所				
柘植川	伊賀市佐那具	佐那具水位観測所				
服部川	伊賀市荒木	荒木水位観測所				
服部川	伊賀市川北	川北水位観測所				
柘植川	伊賀市下柘植	下柘植水位観測所				
滝川	伊賀市高山	滝川ダム管理事務所				
平野川	伊賀市長田	木根（岩倉）水位観測所				
治田川	伊賀市白檜	白檜雨量観測所				
矢田川	伊賀市菖蒲池	菖蒲池（鍛冶屋）雨量観測所				
柘植川	伊賀市下柘植	霊山雨量観測所				
河合川	伊賀市田中	田中（丸柱）雨量観測所				

② 国土交通省関係雨量観測所

河川名	雨量観測所所在地	設置箇所又は観測所名	観測人	電話番号	種類
淀川 (木津川)	伊賀市阿保	阿保2			テレメーター、自記
淀川 (柘植川)	伊賀市柘植	柘植2			テレメーター、自記
淀川 (服部川)	伊賀市富永	阿波2			テレメーター、自記
淀川 (柘植川)	伊賀市玉滝	玉滝			テレメーター、自記
淀川 (川上川)	伊賀市霧生	霧生2			テレメーター、電子コップ
淀川 (木津川)	伊賀市島ヶ原	島ヶ原2			テレメーター、電子コップ、自記
淀川 (木津川)	伊賀市坂下	坂下2			テレメーター、電子コップ、自記
淀川 (服部川)	伊賀市荒木	荒木			テレメーター、自記
淀川 (木津川)	伊賀市才良	依那古			テレメーター、自記
淀川 (木津川)	伊賀市治田双川	尾山2			テレメーター、電子コップ

8 特別警報の発表基準

特別警報の発表基準は下記のとおりである。

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

注) 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。

第2節 堤防の巡視及び警戒

1 巡視

- ① 水防管理者は、法第9条の規定に基づき、常に区域内の河川及び河川堤防の巡視を行わせ、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告させなければならない。
- ② 水防管理者は、前号の報告を受けたときは直ちに、市管理以外の河川等については、国土交通省木津川上流河川事務所及び三重県伊賀建設事務所等の河川管理者に連絡し、必要な措置を求める。
- ③ 堤防の巡視にあたっては、次の事項について留意し、洪水の来襲に備えなければならない。
 - イ 水門・樋門・門扉及び逆流止の点検
 - ロ 角落しと資材の保管状況の確認
 - ハ 堤防のぜい弱箇所又は新設箇所の点検
 - ニ 流心の変化、漏水状況

2 警戒

大雨、洪水等に関する予警報が発せられた場合、又は必要と認められる場合は、重要水防区域等の監視及び警戒を厳重にし、現在工事中の箇所並びに既往の災害箇所、その他重要な箇所を重点的に巡視して、特に次の状態に注意し、異状を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するとともに、水防作業を行う。

- ① 堤防裏のりの漏水、又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- ② 堤防表のりで水当りの強い場所の亀裂又はがけ崩れ
- ③ 天端の亀裂又は沈下
- ④ 堤防溢水
- ⑤ 樋門の両袖又は底部からの漏水と扉の異状
- ⑥ 橋りょう及びその他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 出 動

1 市災害対策本部員

配備基準及び事務分掌に基づき出動し、市災害対策本部各部及び各班は互いに協力して、水防活動を行う。

2 消防団員

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるときは、水防管理者の出動指令により、直ちに出勤して、担当区域の警戒又は水防活動を行う。

なお、水防活動時はライフジャケットを着用し、通信機器を携行するなど、安全確保に留意する。

第4節 居住者の水防活動

水防管理者、消防長及び消防団長は、法第24条の規定により水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者等に出動を求め、水防に従事させる。

第5節 水防工法

工法を選択するにあたっては、堤防の組成材・流速・のり面・護岸等の状態及び原因等を勘案し、最も効果的でかつ使用材料がその近くで得やすい工法で施工する。

第6節 水防資機材の調達

水防資機材は、関係地区内の水防倉庫又は防災倉庫から搬出し、不足が生じたときは市災害対策本部の指示により、非被災地区の水防倉庫又は防災倉庫から調達する。

第7節 決壊等の通報並びに措置

- 1 堤防又は橋りょうその他の施設が決壊若しくは損壊したとき、又はそのおそれがあるとき、消防団員及び市災害対策本部員等現場にある者は、無線電話及び電話その他適切な方法により水防管理者に報告するとともに、被害を最小限度にとどめるため必要な措置を講じなければならない。
- 2 水防管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに区域住民、警察署長、河川管理者及び氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者に通知しなければならない。

第8節 応 援

- 1 警察官の応援
水防管理者は、法第22条の規定により水防のため必要があると認められるときは、警察署長に対して警察官の出動を要請する。
- 2 隣接水防管理団体の応援
水防管理者は、法第23条の規定により水防のため緊急の必要があると認められるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を要請する。
- 3 自衛隊の応援
水防管理者は、大規模の応援が必要であると認める緊急事態が生じたときは、災害対策基本法に基づき、県地方災害対策部（伊賀地域防災総合事務所長）を経由して知事に自衛隊の派遣を要請する。
- 4 伊賀市建設業協会への応援要請
水防管理者は、水防のため必要があると認めたときは、協定に基づき伊賀市建設業協会に応援を要請する。

第9節 水防解除

水防管理者は、気象警報解除の通報を受け水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り危険が去ったと認められるときは、県水防支部と協議のうえこれを解除する。

- 1 国土交通省及び三重県が発表する水防警報の解除
- 2 気象台が発表（又は通報）する、気象・洪水に関する注意報及び警報の解除

第10節 水防報告

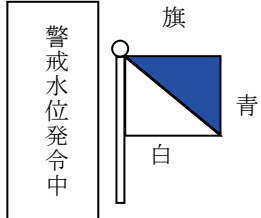
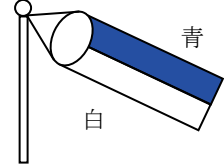
- 1 水防管理者は、次の場合直ちにその概要を県水防支部に報告しなければならない。
 - ① 氾濫注意水位（警戒水位）に達し、又はそれ以外の場合に水防関係者が出動したとき
 - ② 水防作業を開始したとき
 - ③ 他の水防管理者に応援を要請したとき
 - ④ 堤防、水門、樋門、溜池等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したとき
- 2 水防管理者が、水防解除を指令したときは消防団長、警察署長等に連絡し住民等に周知を図るとともに県水防支部長に報告しなければならない。
- 3 水防顛末報告
水防管理者は、水防活動終結後直ちに次の事項をとりまとめ、県水防支部長を経て知事に報告する。
 - ① 気象状況
 - ② 警戒、出動及び解除命令時期
 - ③ 消防団員等の出動時刻及び人員
 - ④ 堤防その他諸施設の異状の有無及びこれに対する処置とその効果
 - ⑤ 水防作業の状況
 - ⑥ 使用水防資材の種類及び員数
 - ⑦ 法第28条の規定に基づき、公用負担を命じた資材等の種別・数量及び使用場所
 - ⑧ 応援の状況
 - ⑨ 居住者等の出動状況
 - ⑩ 警察官の応援状況
 - ⑪ 現場指揮者の職氏名
 - ⑫ 立ち退きの状況及びこれを指示した理由
 - ⑬ 水防関係者の死傷の有無
 - ⑭ 功労のあった者の職氏名及びその功績の内容
 - ⑮ 今後の水防施策上改善を要すると認められる事項等及びその要旨
 - ⑯ その他必要と認められる事項

第11節 水防信号及び標識

水防信号及び標識に関する規則（昭和24年三重県規則第76号）に基づき、次の水防信号及び標識を使用する。

- 1 水防信号は、次に定める方法に従い発する。
 - ① 第1信号は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
 - ② 第2信号は、消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
 - ③ 第3信号は、当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
 - ④ 第4信号は、必要と認める区域内の居住者等に対し、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。
 - ⑤ 第5信号は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り増水のおそれなくなったことを知らせるもの。

2 水防信号は次に定める方法に従い発する。

区分	種類	警鐘信号	サイレン信号	その他の信号 (氾濫注意水位(警戒水位)信号)
第1信号	氾濫注意水位 (警戒水位) 信号	● 休止 ● 休止 ●	約5秒 約5秒 約5秒 ● 休止 ● 休止 ● 約15秒 約15秒	掲示板  吹き流し  形状、大きさは適宜 青地に白
第2信号	出動信号	●—●—● ●—●—● ●—●—●	約5秒 約5秒 約5秒 ● 休止 ● 休止 ● 約6秒 約6秒	
第3信号	水防管理団体の 区域内の居 住者出動信号	●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—●	約10秒 約10秒 約10秒 ● 休止 ● 休止 ● 約5秒 約5秒	
第4信号	避難信号	乱 打	約1分 約1分 約1分 ● 休止 ● 休止 ● 約5秒 約5秒	
第5信号	洪水警報 解除信号	● ●—● ● ●—● 1点と2点の班打		

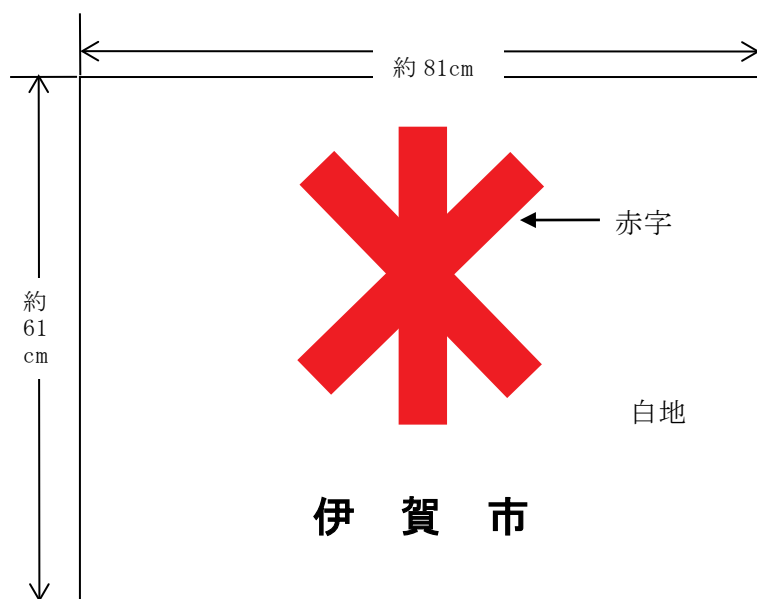
- ① 信号は、適宜の時間継続する。
- ② 必要があれば、警鐘信号及びサイレン・信号を併用することを妨げない。

3 前記1の①に掲げる「氾濫注意水位(警戒水位)」は、第2章第2節7に示すとおりとする。

4 前記1の④による「第4信号」は、法第29条の規定に基づき発する。

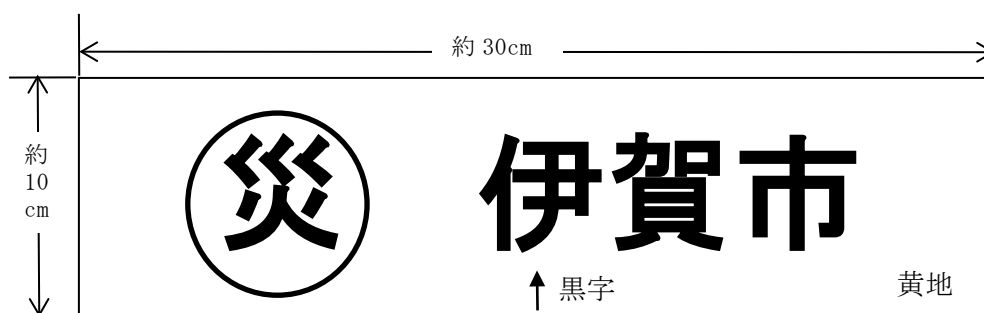
5 車両等に対する優先通行の標識は次のとおりとする。

① 車両等の標識



② 職員標識

現場におもむく職員（消防吏員を除く）は、次の腕章を着用する。



第 12 節 水防訓練

水防訓練は、法第32条の2に基づき毎年実施し、河川管理者（国・県）と連携して行う。

第8章 公用負担

第1節 公用負担権限

水防管理者及び消防長は、法第28条の規定により水防現場において次の権限を行使することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木その他の資材の使用・収用
- 3 車その他の運搬具又は器具の使用
- 4 工作物その他の障害物の処分

第2節 負担権限証明書等

公用負担権限について委任を受けた者は、資料編に示す証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示しなければならない。

